

岩手県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人社団 帰厚堂	紫波郡矢巾町大字広宮 沢第1地割2番181	南昌病院・敬愛荘訪 問介護事業所	紫波郡矢巾町大字南 矢幅13地割123番地	紫波郡矢巾町大字又兵 エ新田第6地割15番5	平成18年1月 10日

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人社団 帰厚堂	紫波郡矢巾町大字広宮 沢第1地割2番181	南昌病院・敬愛荘訪 問入浴介護事業所	紫波郡矢巾町大字南 矢幅13地割123番地	紫波郡矢巾町大字又兵 エ新田第6地割15番5	平成18年1月 10日